平成２３年（フ）第５３号
沖縄県名護市大南１丁目10番14―205号
コーポラス玉城
債務者　井上　龍彦
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月５日まで
那覇地方裁判所名護支部
平成２３年（フ）第２１５号
兵庫県明石市藤江1763番地の７、申立時の住所兵庫県明石市藤江1191番地の８　コスモ西明石806号
債務者　エコ・ミヤモトこと　宮本　正樹
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２３年（フ）第２１６号
兵庫県明石市藤江1763番地の７、申立時の住所兵庫県明石市藤江1191番地の８　コスモ西明石806号
債務者　宮本　量代
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２３年（フ）第２３１号
神戸市西区南別府１丁目６番地の２　セ・メルヴェイユ伊川谷812号
債務者　林　たかみ
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２３年（フ）第２９５号
神戸市西区神出町南388番地の４
債務者　長谷川　正
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２３年（フ）第２９６号
兵庫県明石市朝霧町３丁目102番地
債務者　永井　　健
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２３年（フ）第２９７号
兵庫県明石市東野町1913番地の１　五月マンション301号
債務者　星川　　昌（旧姓別府）
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２３年（フ）第３０２号
神戸市西区玉津町新方521番地の１　１―606号
債務者　辻　　勝次
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２３年（フ）第３０３号
神戸市西区王塚台６丁目２番地の１　メゾン桑原１―102号、旧住所兵庫県明石市西明石町２丁目１番15号
債務者　グリーンサカエこと　西村　榮子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係
平成２３年（フ）第３５４号
大分県由布市湯布院町川上3093番地１
債務者　後藤千壽子
1　決定年月日時　平成23年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２３年（フ）第２０３号
富山市上飯野14番地12　チーズ103号
債務者　島田　光三
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
富山地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第２１９号
富山県滑川市大掛2302番地、前住所京都府京都市南区久世大藪町525番地８　サン・レスポアール709号
債務者　宮尾　義彦
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
富山地方裁判所民事部
平成２３年（フ）第６２４号
千葉県松戸市新松戸５丁目105番地　アムフラット新松戸102号
債務者　荒井　早苗
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２３年（フ）第６２５号
千葉県松戸市新松戸５丁目105番地　アムフラット新松戸102号
債務者　荒井　浩之
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２３年（フ）第６４７号
千葉県柏市箕輪416番地１
債務者　廣瀬　純一
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成２３年（フ）第１２７号
山口県周南市花陽２丁目13番17号
債務者　中島美佐子
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
山口地方裁判所周南支部
平成２３年（フ）第１２９号
山口県周南市羽島２丁目11番４―406号
債務者　柳田　美由
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
山口地方裁判所周南支部